

非正規公務員の4人に3人は女性 その現状と対策めぐり22日にシンポ

ジャーナリスト 竹信 三恵子

今年1月、野田市で起きた女児虐待事件では、公的機関の対応の不備が大きな問題になった。これら相談支援業務の多くは非正規公務員によって担われ、さらに、非正規公務員の4分の3は不安定・低賃金の女性職員が担っている。人口の半分は男性なのに、なぜ非正規公務員は圧倒的に女性なのか。また、このような女性の貧困を招きかねない公共サービスのあり方を、放置していくいいのか。その実態の解明や解決策をめぐり、9月22日13時30分から17時まで、東京都内の東洋学園大学でシンポジウムが開かれる。

タイトルは、「<女性>から考える非正規公務問題～会計年度任用職員制度・相談支援業務から女性の貧困まで～」。主催は、NPO法人「官製ワーキングプア研究会」などによる実行委員会で、女性団体、非正規公務問題にかかる労組・労働団体などが幅広く賛同している。

非正規公務員の多くは、年収200万円にも満たない水準で働くワーキングプアだ。こうした働き手が、ハローワークでの就職支援、DVなどの相談支援業務や司書、保育士、学校給食調理員、女性関連施設職員など、住民生活を担う公務を基幹的に支えている。その事実は、これまで正面から問題化されることは少なく、「公務」という一般にはわかりにくいシステムが壁になって女性運動の中できさえも十分には焦点とされてこなかった。

だが、そこからは、①公務の軽視による財政難を、女性の低賃金と不安定雇用で乗り切ろうとする行政と社会の姿勢、②女性が担うケア的公務を、「ケア=女性が家庭で家事の一環として無償で引き受ける仕事」として「だから安くても当たり前」とする「家事労働ハラスメント」(家事的労働への蔑視と嫌がらせ)と、こうした扱いによってケア的公務が十分に機能を発揮できない現実、③その結果、招き寄せられる女性や子どもの貧困・虐待、などの住民生活の悪化、といった、さまざまな問題点が見えてくる。

このシンポを当研究会理事会に提案した者として特に強調したいのは、「労働における差別」の重大性と、それが労働条件全体の改善を阻んできた、という点だ。

差別は、「あの人たちは低賃金でも構わない」という社会意識を利用して、特定の属性を持つ人間の賃金を不合理に切り下げる便利な道具として活用されてきた。拙著『ルボ賃金差別』(ちくま新書、2012年)でも述べたように、これを利用すれば、労働者の抵抗を容易に封じ込めて賃金を好きなように抑制できる。「最強で最悪の賃下げ装置」なのだ。

「働き方改革」の「同一労働同一賃金」も、基本

給の是正に必要な、職務を客観的に比較できる装置が盛り込まれていない（拙著『企業ファースト化する日本』参照）。このため、女性や非正規への差別意識を押し返すことが難しく、手当など評価が不要なもの以外は是正しにくい。

公務非正規がこれほど低水準の労働条件にとどめられてきたのも、こうした中で、「女性は安くて当たり前」という賃下げ装置がフルに使われてきたことが大きい。その意味で、<女性>を切り口に非正規公務員問題を考えることは、公務の評価を、その重さと価値に見合ったものにするために不可欠だ。

2020年4月からは、非正規公務員の合法化ともいえる「会計年度任用職員制度」が実施される。ここでも待遇改善につながるフルタイム化は少なく、低報酬のパート化が目立つ。その先には、さらなる公費削減へ向けた公共サービスの民間委託や、公設民営化なども予想される。これらを下支えするのも、「女性なら安くてもかまわない」とする女性の労働権・経済権と、暮らしを支える公務の軽視ではないだろうか。

シンポでは、公務非正規や民間委託で働く現場の女性たちの声を通じて、その実態と原因を明らかにし、会場からの発言も交え、住民にとっても、働き手にとっても生存の基礎となる公務の立て直しに向けて、いま何が必要なのかについて考える場にしたい。

具体的には、戒能民江・お茶の水大学名誉教授の基調講演が、野田市の児童虐待問題などの対応の失敗の背景にある、相談支援関係の公務の劣化と扱い手の労働条件の改善の必要性を明らかにする。

続くパネルディスカッションでは、コーディネーターの竹信三恵子（ジャーナリスト、「官製ワーキングプア研究会」理事）が、趣旨説明を兼ね、「なぜ非正規公務員問題で<女性>なのか」について話す。また上林陽治（自治総研・「官製ワーキングプア研究会」理事）が公務の間接差別と会計年度任用職員制度の問題点を、瀬山紀子（自治体非常勤職員）が女性センターを中心に、現場から見た女性非正規公務員の現状と課題について、山岸薰（ハローワーク非常勤職員）が、就職支援の現場での「パワハラ解雇」と呼ばれるほど過酷な3年での一斉公募打ち切りの実態などについて語る。

さらに、民間委託化が進むなかで、NPOとして公的図書館の委託を引き受けた渡辺百合子（元NPO法人「げんきな図書館」代表）が、その問題点について話す。

官製ワーキングプアを考えるうえでの新しい視点として、皆さんの参加を切に呼びかけたい。（文中敬称略）

非正規公務員の労働基本権確立に向けて

7/19 ILO専門家委員会に申立（情報提供）しました

安田 真幸（連帯労働者組合・杉並）

<「専門家委員会」とは？>

ILO条約を批准した政府は、3年ごとにその条約の適用状況をILOに報告しなければなりません。この政府報告を受けて審査し、「必要な勧告」を行うところが「専門家委員会」です。正確には「ILO条約勧告適用専門家委員会（CEACR）」と言います。委員会は20名の法律の専門家で構成され、毎年11月に開催されます。日本からの委員は吾郷立命館大学教授です。

日本政府の87・98号条約についての報告は2017年に行われましたが、その審査が今も続いている。

結社の自由委員会からの11回にも及ぶ「公務員に労働基本権を認めるべき」とする勧告にもかかわらず、政府は未だ認めていません。この事業を煮やしてか（？）、昨年のILO総会の「基準適用委員会」で「2018年秋の専門家委員会までに『期限を区切った行動計画』を策定するように」との勧告が日本政府に出されました。しかし、政府がこの勧告を無視しているため、「専門家委員会」での審査が継続されることになっているのです。

労働団体であれば、この専門家委員会の審査に向けて「情報提供」することができます。委員会は政府の報告と労働団体からの「情報提供」とを受けて審査をします。そこでこの7月、私たち4団体（連帯・杉並、ユニオンらくだ、連帯・板橋区パート、あばけん神戸）は専門家委員会への「情報提供」を行いました。

<申立（＝情報提供）の内容は？>

申立の趣旨は、「地方公務員法改定によって、非正規地方公務員の労働基本権が奪われる。この法改定は日本政府の批准しているILO87号、98号条約に違反する」というものです。

具体的には以下の勧告を求めていました。

1 非正規公務員の労働基本権を確保することは喫緊の課題であり、直ちに「非正規公務員に労働基本権を確保すべき」旨の勧告をしていただきたい。

2 消防職員・刑事施設職員の団結権問題と同様に、非正規地方公務員の労働基本権問題を優先して取り上げていただきたい。そして「非正規地方公務員には、最低限、地方公営企業労働関係法を適用して、団交権と労働委員会活用とを確保すべき」旨の勧告をしていただきたい。

◆ 理由として、以下の項目について述べました。

1 地公法改定は非正規公務員の正規公務員化ではない

① 日本政府の説明はミスリード

2 労働基本権の剥奪に合理的理由はなく、ILO87号・98号条約に明白に違反する

① 労働基本権剥奪の根拠とされる措置がないこと

② 背景には政府の合同労組忌避があること

◆ 法改定後の特徴的な動きとして以下の点を挙げました。

1 総務省の動き

① 詳細なマニュアルの発出と自治体への説明会

② 「3年公募制」を全国的に導入することを促す

③ 「3年公募制」は労働組合つぶしを可能にする

2 改定法施行をめぐる自治体での交渉の特徴

① 労働組合の団交権を否認

② 「3～5年公募制」を強行的に導入

③ 労働組合であっても団交拒否、職員団体ではなおさらである

※1965年ドライヤー報告書にもあるように「統治権者としての政府」と「使用者としての政府」の立場を区分して考えること

が、決定的に欠けている、ことを指摘しました。

◆ 最後に申立4団体のそれぞれから、法改定と交渉の中で明らかになった問題点について、具体的な説明と主張を述べました。

★4団体で作成したパンフレットがあります。必要な方はご連絡ください。

メールアドレス：daryasu@gray.plala.or.jp

＜今回の申立に至る経過は？＞

1 結社の自由委員会から「不受理通知」が……

2017年5月24日にILO結社の自由委員会に申し立てて以降、私たちは受理に向けて力を尽くしてきました。326団体の署名をILOに届け、来日したカレン部長に面会し受理を要請しました。昨年10月には、ILO関係者の方に多大な協力をいただいてジュネーブを訪問し、労働者側理事などの関係者と事務局に直接会って要請してきました。

しかし全く残念なことに、年明け早々にILOから「不受理通知」が送られてきました。理由は「全国的地位を有する組織からのものでない」とのことです。

不受理通知書から抜粋（日本語訳文）

（前略）

しかしながら委員会は、それが全国的地位を有する組織から発したものではないという理由で皆さんの苦情を受理しないことを決定しました。委員会はさらに、皆さんが提起した問題は、第2177号（※連合申立）および第2183号（※全労連申立て）の枠組みの範囲内で日本国政府への勧告に含まれており、したがって地方公務員法の改正が同様に皆さんの構成員の組織し団体交渉する権利を否定する限りにおいて、これらの勧告は皆さんの構成員に関しても同様に有効であるということも考慮しました。

（後略）

私たちは全く納得できず、ILOの大原則や最新の取扱を踏まえて「なぜ受理されないのか？」質問書を送りましたが、返事はありません。

2 ILO関係者との相談～申立4団体で打ち合わせ

そこで、次善の策として「専門家委員会」へ

の申立の本格的な準備に入りました。様々な関係者の方に会ってアドバイスをいただき、4団体の打ち合わせ会議を持ち、申立文書を共同作成し、翻訳をお願いして、ようやく7/19にILOに送ることができました。

＜今後に向けて＞

通常の場合、次の87・98号条約の専門委員会審査は2020年です。しかし、先述の日本政府の不手際もあり、今年秋の専門家委員会で審査がなされます。そこに非正規公務員の労働基本権問題を提起できることは、思わず幸いとも言えます。

しかし、専門家委員会の審査結果が報告書として公開されるのは、来年3月の理事会を経た6月総会で確認後となります。つまり勧告内容を私たちが把握できるのは、改定地公法の施行後となってしまいます。何とも歯がゆいことです。

私たちは専門家委員会に対して、非正規公務員への労働基本権の勧告を求め続けます。

【参考】

「ILO／ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会（CEART）」が日本政府に勧告！！

アイム'89東京教育労働組合が、日の丸・君が代問題で以下の勧告をかちとった。2014年以降の足掛け5年の取組の大きな成果である。私たちも決してあきらめることなくILO勧告を獲得して行きたい。

- (a) 愛国的な式典に関する規則に関して教員団体と対話する機会を設ける。その目的はそのような式典に関する教員の義務について合意することであり、規則は国旗掲揚や国歌斎唱に参加したくない教員にも対応できるものとする。
- (b) 消極的で混乱をもたらさない不服従の行為に対する懲罰を避ける目的で、懲戒のしきみについて教員団体と対話する機会を設ける。
- (c) 懲戒審査機関に教員の立場にある者をかかわらせることを検討する。
- (d) 現職教員研修は、教員の専門的発達を目的とし、懲戒や懲罰の道具として利用しないよう、方針や実践を見直し改める。
- (e) 障がいを持った子どもや教員、および障がいを持った子どもと関わる者のニーズに照らし、愛国的式典に関する要件を見直す。
- (f) 上記勧告に関する諸努力についてそのつどセアート（CEART）に通知すること。

アンケート：本レポートの受け取り方の見直しで

本紙に「研究会レポート」のお届け方法に関するアンケート用紙を同封しました。内容は、これまで通り紙で印刷したレポートをお送りするか、データでメール送信するか（メルマガ方式）の選択のご意向についてお伺いするというものです。

主な理由は2つあります。ひとつは、バックナンバー保管方法としてデータの方がいいという方からの要望、もうひとつは郵送コストの低減化です。いま発送は宅配業者の割引きを利用してますが、それでもかなりな額となり、当会の収支悪化に直結しています。そこで、郵送部数を減らすことも理由となっています。

データ方式を希望される方は、お手数ですが、同封回答用紙でFAXあるいはメール返信をお願いします。

集会などのご案内

◎なくそう！官製ワーキングプア第7回大阪集会

*詳細は同封チラシ参照

- ◆10月14日（月・祝）10:00～16:40
- ◆エル大阪南館ホール
- ◆参加資料代500円
- ◆10:00～12:00 分科会
(受付は南館ホールで一括)
- ◆13:00～16:40 全体会

◎「女性」から考える非正規公務員問題

◆9月22日（日）13:30～17:00

- ◆東洋学園大学 *詳細は同封チラシをご参照ください。

◎なくそう！官製ワーキングプア第10回東京集会

◆11月24日（日）

*詳細は当会ホームページで9月中旬以降発表します。

◎おとな食堂

- ◆9月21日（土）18:00～22:00
- ◆千葉市中央区「まる空間」
- ◆おつ心カレー300円、カクテル「労働法」「サービス残業」、小皿料理「働き方改革」「派遣村」など
- ◆連絡先：山岸090-6134-3449

◎日韓労働政策シンポ

- ◆12月14日（土）9:30～18:00
- ◆龍谷大学和顔（わげん）館
 - 9:40～12:10 第1セッション 日韓「働き方改革」の実態と問題点～横田伸子（関学大学教授）、上西充子（法大教授）、熊沢誠（甲南大名誉教授）、イ・ビョンフン（韓国中央大学教授）、キム・ジョンジン（韓国労働社会研究所副所長）
 - 13:00～14:30 第2セッション 公共部門の労働問題～上林陽治（地方自治総合研究所研究員）、チョン・ファンジュン（韓国労働研究院研究委員）、安周永（龍谷大学准教授）
 - 14:40～16:10 第3セッション 企業別労働組合を超えて～伊藤大一（大経大教授）、但馬けい子（福祉・介護・医療労働者組合書記長）、ナ・ジヒョン（全国女性労働組合委員長）、チョ・ソンジュ（前ソウル市労働協力官）
 - 16:20～17:50 第4セッション 労働法制から見た労働時間問題～和田肇（名大名誉教授）、キム・クンジュ（韓国労働研究院研究委員）、中村和雄（京都弁護士会、弁護士）

◎レイバーフェスタ

◆12月21日（土）10:00～16:40

◆交通ビル6階（田町駅下車） *詳細未定

<編集後記>

頑張って3月1回の発行に戻しました。2020年度から実施される会計年度任用職員制度ですが、自治体での労使協議も条例制定もべた遅れ。基本的に自治体に主体性はなく、財源にらみ、国や大規模時にらみ。かつて「地方の時代」と言われた姿も形も見られない。そしてそこには、働く人間がいるという存在感が見えない。もうひとつ、社会全体でのこの制度への認知度の低さは、すさまじい。比較的労働問題に明るい記者、あるいは「革新系」首長ですら内実を知っていない。

9月22日に「女性」から考えるというシンポを開

催するが、反響が大きい、当会理事や当事者の皆さんのが練りに練った企画が、陽に当たろうとしている。

7月以降の安倍政権の対韓政策がめちゃくちゃで、8月2日には韓国を「ホワイト国」リストから除外する閣議決定。日本政府は「単に安保上の手続き」と弁明するが、韓国サイドは1910年併合以降の歴史的責任と捉える。日本マスコミも含め、日本は「ムンジェインの反日政策が度を越している」と嫌韓を煽るが、東アジアで初の普遍主義政策を進めようという韓国民主政権そのものを攻撃、というのが本質ではないか。（白石孝）

『官製ワーキングプア研究会レポート』 2019年8月・第28号

発行：特定非営利活動法人 官製ワーキングプア研究会

〒160-0008 新宿区四谷三栄町14-7 芝本マンション403号（JR・東京メトロ四ツ谷駅）

携帯電話：090-2302-4908/FAX：042(474)9520/電話：03(5269)0943

Eメールアドレス：kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp

ホームページアドレス：<http://kwpk.web.fc2.com/>

定価 1部200円